

屋外広告業者に対する不利益処分等に係る取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、屋外広告業者に対する奈良県屋外広告物条例（昭和35年4月奈良県条例第17号。以下「条例」という。）に基づく不利益処分（以下「処分」という。）をするために必要とされる基準及び手続並びに無登録業者に対する措置を定めることによって、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正な執行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）をいう。
- (2) 条例等 条例及び奈良県屋外広告物条例施行規則（昭和35年6月奈良県規則第34号。）をいう。
- (3) 屋外広告業者 条例第15条第1項及び第3項の規定に基づく登録を受けた者をいう。
- (4) 無登録業者 条例第15条第1項及び第3項の規定に基づく登録を受けずに屋外広告業を営む者をいう。
- (5) 当事者 処分の対象となる者をいう。
- (6) 登録の取消し 条例第15条の2の11第1項に規定する屋外広告業の登録を取り消すことをいう。
- (7) 営業停止の命令 条例第15条の2の11第1項に規定する屋外広告業者に対して期間を定めてその営業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
- (8) 処分等 登録の取消し、営業停止の命令及び文書による勧告（以下「文書勧告」という。）をいう。

第2章 処分の基準

(登録の取消し)

第3条 屋外広告業者が別表第1の左欄に掲げる登録を取り消す事由に該当することとなった場合にあっては、その登録を取り消すものとする。

- 2 登録の取消し以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとする。

(営業停止の命令及び文書勧告)

第4条 屋外広告業者が別表第2の左欄に掲げる営業停止を命ずる事由に該当することとなった場合にあっては、その営業の全部又は一部の停止を命ずるものとし、営業停止を命ずる期間（以下「営業停止期間」という。）は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

- 2 営業停止期間は、複数の営業停止を命ずる事由に該当することとなった場合にあっては、それぞれの事由に応じて定める日数のうち、最大の日数とする。
- 3 当事者が別表第3の左欄に掲げる処分の加重又は軽減に係る事由（以下「加減事由」という。）に該当することとなった場合にあっては同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める日数を営業停止期間に加算し、又は営業停止期間から減算するものとし、複数の加減事由に該当することとなった場合にあってはそれぞれの事由に応じて定めるそれぞれの日数を当該営業停止期間に加算し、又は営業停止期間から減算するものとする。

- 4 県が条例等に違反している事実を確認した時点から過去5年間、当事者が条例に基づく登録取消しを受けた者ではなく、また、営業停止の命令を受けた者でない場合で、前項の規定により営業停止の命令を受けなくなったものであるときは、当該当事者に対して文書勧告を行うものとする。ただし、同一の屋外広告業者に対する当該文書勧告は、2回を限度とする。
- 5 第1項の営業停止の命令を受けている当事者は、営業停止期間内に条例第15条第3項に規定する登録の更新を申請することができない。
- 6 営業停止の命令以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとする。

第3章 処分の手続

(処分の手続)

第5条 処分に係る手続は、奈良県行政手続条例（平成8年3月奈良県条例第26号）及び奈良県聴聞手続規則（平成6年9月奈良県規則第20号）による。

第4章 無登録業者に対する措置

(勧告)

第6条 無登録業者が屋外広告業を営んだ場合は、文書により登録を要請し、事情を確認するために来庁を求めることができる。なお、来庁指定日に来庁しない場合又は来庁日より2か月を経過しても登録を申請せず、引き続き屋外広告業を営んでいる場合は文書勧告を行うものとする。

(刑事告発)

第7条 知事は、前条の文書勧告後2か月を経過しても登録を申請せず引き続き屋外広告業を営んでいる場合、又は当該文書勧告後において条例に違反した案件に係る県の指導に従わない場合は刑事告発を行うものとする。

第5章 雑則

(他の地方公共団体等への通知)

第8条 知事は、処分等を受けた屋外広告業者の氏名、住所、処分の内容及び処分の期間を以下に掲げる者に通知する。

- (1) 奈良市長
 - (2) 国土交通大臣
 - (3) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県の知事
 - (4) 京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県の指定都市及び中核市の長
- (他の地方公共団体における処分等)

第9条 知事は、以下に掲げる者が行った処分等に対して、屋外広告業者に文書勧告を行うことができる。ただし、同一の屋外広告業者に対する当該文書勧告は、2回を限度とする。

- (1) 奈良市長
- (2) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県の知事
- (3) 京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県の指定都市及び中核市の長

附 則

この要綱は、平成20年5月29日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

取消し事由	処分
1 不正の手段により屋外広告業の登録又は更新の登録を受けた者 2 次に掲げる登録拒否の事由に該当することとなった者 (1) 屋外広告業者で法人であるものが条例第15条の2の11第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者 (2) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 (3) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(1)及び(2)のいずれかに該当するもの (4) 法人でその役員のうち(1)及び(2)のいずれかに該当する者があるもの (5) 条例第15条の2の8第1項に規定する業務主任者を選任していない者 3 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した者のうち、次に該当するもの (1) 条例第14条第1項の規定による命令に違反した者 (2) 条例第15条の2の11第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者 (3) 営業停止期間が基準に基づき加算した結果180日を超えることとなる者	登録の取消し

別表第2（第4条第1項関係）

命令事由	処分
1 条例第15条の2の4第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	営業停止 90日
2 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した者のうち、次に該当するもの	
(1) 条例第4条又は第5条第1項の規定に違反して条例第2条第1項で規定する広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置した者	営業停止 90日
(2) 条例第8条の規定による許可を受けずに広告物又は掲出物件を改装し、改造し、又は移転した者	
(3) 条例第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	営業停止
(4) 条例第16条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	60日
(5) 条例第11条の規定に違反して広告物又は掲出物件に許可の標識を付けなかった者	営業停止 30日
3 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した者のうち、次に該当するもの	
(1) 条例第15条の2の9の規定による標識を掲げない者	
(2) 条例第15条の2の10の規定による帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者	営業停止 30日

別表第3（第4条第3項関係）

加減事由		加減基準
加重	1 悪質であると判断した場合 （指導中に違反を繰り返す場合、提出書類の偽造を行った場合）	30日
	2 相当数の違反広告物を掲出している場合（原則、5件以上）	
	3 処分歴がある場合は、過去の処分を加算する。 ※1及び2並びに3は重複して加算することができる。	過去の 処分日数
軽減	4 別表第2における処分の場合、過去5年間に処分歴が無く指導に適正に従った場合は30日から90日の範囲で処分を軽減することができる。 ※処分の営業停止期間が0となる場合は文書勧告とする。ただし、文書勧告回数は2回以内とする。	30～90日

屋外広告物条例の違反業者で県

行政処分の要綱検討

悪質なら刑事告発も

意見募集、5月にも制定

県風致保全課は二十六日、県屋外広告物条例に違反した業者に対して行政処分を行うために必要な基準や措置を定める要綱の策定を検討していることを明らかにした。要綱案は、悪質の場合は刑事告発まで定義している。同要綱案に対する意見を二十八日から広く募集する。締め切りは四月二十八日(必着)。

「平成遷都二〇〇年祭」を三年後に控え、屋外広告物を景観構成の重要な要素と認識している県は、良好な景観づくりのため、県屋外広告物条例などを制定し、さまざまな規制を行っている。今回、同条例で定めている屋外広告業者の登録の取り消しなどの行政処分執行に際し、必要とされる基準や手続き、無登録業者に対する措置を定めることで、処分の公正の確保と透明性の向上を図ろうという狙いだ。

要綱案では、無登録業者が屋外広告業を営んだ場合は、文書により登録を要請し来庁を求めることができ、来庁しない場合は文書勧告ができ、その後二月を経過しても登録をせず、引き続き広告業を続けているなどの場合、「知事は刑事

告発を行う」などと定めており、消しや営業停止の命令おな事例を挙げて定めている。ほかにも、登録の取り消しや文書勧告などを具体的に募集意見を考慮し

て、五月ごろには要綱を制定する予定という。

同要綱案は県のホームページや県庁内の県政情報センター、県内十八カ所の県政情報コーナー、県風致保全課などで閲覧できる。意見の提出は〒630-8501、県生活環境部風致保全課(四月以降はくらし創造部風致景観課) 景観係 全係、ファクス0742(2)8076まで、郵便、ファクスなどで送付する。問い合わせは同係、電話0742(27)8752。

平成20年3月27日 奈良新聞

奈良県屋外広告物条例（抜粋）[昭和三十五年四月一日奈良県条例第十七号]

（定義）

第二条 この条例において「広告物」とは、法第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。
2 この条例において「屋外広告業」とは、法第二条第二項に規定する屋外広告業をいう。

（禁止）

第四条 次の各号に掲げる地域又は場所には、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置してはならない。

- 一 文化財保護法（昭和三十五年法律第二百十四号）第二十七条の規定により指定された建造物の周囲で知事が指定する地域並びに同法第九条第一項若しくは第二項又は第一百条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及びその周囲で知事が指定する地域
- 二 奈良県文化財保護条例（昭和三十二年三月奈良県条例第二十六号）第三十八条第一項の規定により県指定史跡名勝天然記念物として指定された地域
- 三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和三十九年法律第一号）第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保存区域。ただし、知事が指定する区域を除く。
- 四 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和三十五年法律第六十号）第三条第一項の規定により定められた第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区
- 五 都市計画法（昭和三十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、風致地区及び伝統的建造物群保存地区。ただし、知事が指定する区域及び場所を除く。
- 六 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和三十二年法律第百三号）第六条第一項の規定により指定された近郊緑地特別保全地区
- 七 森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号の規定により保安林として指定された森林のある地域及びその周囲で知事が指定する地域
- 八 陵みささぎ、墓地及び火葬場
- 九 前各号に掲げるもののほか、良好な景観又は風致を維持するために知事が特に必要があると認めて指定する地域又は場所
- 2 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）に基づく都市公園及び奈良県立公園条例（昭和三十九年四月奈良県条例第九号）に基づく県立公園の区域には、広告物を表示してはならない。
- 3 次の各号に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
 - 一 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
 - 二 街路樹及び路傍樹
 - 三 郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所、道路標識、道路上のさく及び駒止並びに信号機
 - 四 銅像、記念碑及びこれらに類するもの
 - 五 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木
 - 六 文化財保護法第二十七条又は奈良県文化財保護条例第四条第一項の規定により指定された建造物
 - 七 石垣及びよう壁
 - 八 火災報知機、消火栓及び火の見やぐら
 - 九 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - 十 前各号に掲げるもののほか、良好な景観又は風致を維持するために知事が特に必要があると認めて指定する物件
- 4 電柱、街灯柱その他これらに類するもので規則で定めるものには、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。
- 5 公衆に対して危害を及ぼすおそれのある広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(許可)

第五条 次の各号に掲げる地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 市及び別表第一に掲げる町村の区域（前条第一項及び第二項に規定する地域及び場所を除く。）
 - 二 前条第一項第三号ただし書及び第五号ただし書に規定する区域又は場所
 - 三 鉄道、索道、道路又はこれらの周辺の地域で知事が指定するもの
 - 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持するため知事が特に必要があると認めて指定する地域又は場所
- 3 知事は、第一項の規定により許可を与える場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更の許可)

第八条 第五条第一項の規定により許可を受けた者は、当該広告物又は掲出物件を改装（色彩及び意匠が同一である場合の塗り替えを除く。）し、改造し、又は移転しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

(標識)

第十一条 第五条第一項又は第八条の規定による許可を受けた者は、当該広告物又は掲出物件に許可の標識をつけなければならない。ただし、知事が許可印を押したものについては、この限りでない。

第三章 監督

(許可の取消しその他の措置)

第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可を取り消し、又は当該広告物の表示若しくは掲出物件の設置の停止を命じ、若しくは相当の期限を定め、これらの改装、改造、除却その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 この条例又はこれに基づく規則若しくはこれらに基づいてなされた処分に違反している者
- 二 第四条第五項に該当すると知事が認めた広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者
- 三 許可に付した条件に違反している者
- 四 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 五 第十二条の規定に違反している者

第四章 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

第十五条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第十五条の二の四 屋外広告業者は、第十五条の二第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(業務主任者の選任)

第十五条の二の八 屋外広告業者は、営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- 一 法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- 二 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県

- 又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が行う講習会の課程を修了した者
- 三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの
- 四 知事が、規則で定めるところにより、前三号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

（標識の掲示）

第十五条の二の九 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第十五条の二の十 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとにその営業に関する帳簿を備え、規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（登録の取消し等）

第十五条の二の十一 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第十五条第一項又は第三項の登録を受けたとき。
- 二 第十五条の二の三第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- 三 第十五条の二の四第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

（立入検査等）

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者から、報告を求め、又はその命じた者に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 知事は、屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告を求め、又はその命じた者に営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

第六章 罰則

第十六条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第一項又は第三項の登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- 二 不正の手段により第十五条第一項又は第三項の登録を受けた者
- 三 第十五条の二の十一第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第十七条 第十四条第一項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条又は第五条第一項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- 二 第八条の規定による知事の許可を受けないで広告物又は掲出物件を改装し、改造し、又は移転した者
- 三 第十一条の規定に違反して広告物又は掲出物件に許可の標識を付けなかつた者
- 四 第十五条の二の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第十五条の二の八第一項の規定による業務主任者を選任しなかつた者

六 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第十六条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第十五条の二の六の規定による届出を怠つた者

二 第十五条の二の九の規定による標識を掲げない者

三 第十五条の二の十の規定による帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

(両罰規定)

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の事務に関して第十六条の四から第十八条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

別表第一（第五条関係）

生駒郡	平群町	三郷町	斑鳩町	安堵町
磯城郡	川西町	三宅町	田原本町	
高市郡	高取町			
北葛城郡	上牧町	王寺町	広陵町	河合町
吉野郡	吉野町	大淀町	下市町	